

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 事業年度が1年に満たない場合の減価償却

Q : 当社は、本年2月に設立、年1回7月決算の法人ですが、第1期の減価償却費はどのように計算するのでしょうか。

A : 一定の方法で計算した改定償却率を用いて計算することになります。

【解説】

法人を設立した設立1期目や、決算期を変更した場合には、その法人の事業年度が1年に満たないことがあります。

このように事業年度が1年に満たない場合の減価償却資産の償却限度額は、次により算出した改定償却率を用いて計算します。なお、それぞれの算式中の当期の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、その端数を切り上げます。

(1) 定率法の改定償却率・改定耐用年数に応ずる定率法の償却率

$$\text{改定耐用年数} = \frac{\text{法定耐用年数} \times \frac{12}{\text{当期の月数}}}{12}$$

なお、改定耐用年数に1年未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。また、改定耐用年数が100年を超える場合には、その資産の法定耐用年数に応ずる定率法の償却率に当期の月数/12を乗じて算出する単純な月数換算で行うこととなります。

(2) 定額法の改定償却率

$$\text{改定償却率} = \frac{\text{法定耐用年数に} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}}{\text{定額法の償却率}}$$

改定償却率に小数点以下3位未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

